

小規模多機能型居宅介護指定ガイドライン

作成：沖縄県社会福祉協議会

【評価領域Ⅰ：事業経営の理念】

1. 事業者は、介護保険制度の理念及び小規模多機能型居宅介護の意義を理解しており、これを経営理念として成文化して、対外的に公表していますか。
2. 経営理念が、利用者、家族、利用希望者に提示され、分りやすく説明されていますか。
3. 経営理念が、役員、職員等に共有されていますか。

【評価領域Ⅱ：地域との連携】

- 1.事業所の設置・運営に地域住民、関係団体の理解が得られ、地域住民やボランティア等との交流・協力体制が整えられていますか。
- 2.事業所内だけでなく近隣地域全体をケアの場として、利用者のふだんの暮らしの継続が図られていますか。

【評估領域III：多機能性】

1. 主要三機能(通所・宿泊・訪問)は、利用者のニーズに応じて柔軟な運用が図られていますか。
2. 主要三機能以外に、利用者及び地域の様々な福祉ニーズを受けとめられる機能が整備されていますか。
3. 利用者の能力や生活の満足度を高め、利用者の自己実現を図る支援が行われていますか。
4. (特区の場合)障害児・者、学童、乳幼児の利用が可能となっていますか。

【評価領域Ⅳ：サービスの質の確保】

1. 職員の体制は、国基準を超えて十分な配置となっていますか。
2. 職員の資質・力量・姿勢は、経営理念の実現にふさわしい水準となっていますか。
3. サービスに関する定期的な自己評価が行われ、事業所の活動に反映されていますか。

【評価領域V:利用者の尊厳と権利の擁護】

- 1.利用者や家族等からの苦情や要望に対して、誠意を尽くした対応が図られていますか。
- 2.利用者や家族等のプライバシー及び個人情報、適正に保護されていますか。
- 3.利用者の後見制度が迅速に利用できるよう、支援体制が整備されていますか。

【評価領域VI:利用者の安全の確保】

1. 事故・緊急時の対応マニュアルが整備されていますか。
2. 事故・緊急時の避難、救急に関する関係機関との連携・協力体制が整備されていますか。

【評価領域Ⅶ：経営体制の整備】

1. 役員会は、小規模多機能ケアに関する知見と、社会福祉に対する深い理解を有し、法人の経営に責任を負う者の構成となっているか。
2. 実施地域の自治会、社会福祉協議会、民生委員、利用者の家族等による運営委員会等が設置され、地域に密着した社会資源として支援を受けていますか。

【評伍領域VII：立地環境・建物設備】

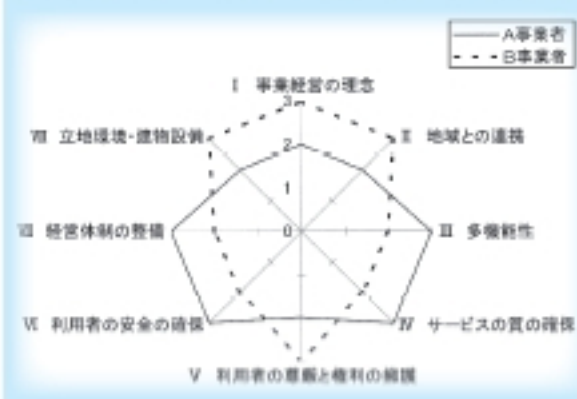
- 1.事業所の立地環境は、住宅地域の中、または家族等の徒歩の範囲内となっていますか。
- 2.事業所の建物は、利用者になじみやすい家庭的な雰囲気の設定構造となっていますか。

小規模多機能型居宅介護指定ガイドラインによる

評価とダイアグラム(例)

評価領域	A事業者	B事業者
I 事業経営の理念	2	3
II 地域との連携	2	3
III 多機能性	3	2
IV サービスの質の確保	3	2
V 利用者の尊厳と権利の擁護	2	3
VI 利用者の安全の確保	3	2
VII 経営体制の整備	3	2
VIII 立地環境・建物設備	2	3
計	20	20

小規模多機能型居宅介護指定評価ダイアグラム(例)



講師の平野達之氏

小規模・多機能ケアのあり方を考えるセミナーが12月13日、県総合福祉センターで開催され、行政関係者、市町村社協、介護保険事業所などの関係者300人がつめかけた。セミナーでは始めに、沖縄県社協の小規模多機能ホーム研究プロジェクトによる県内宅老所調査の結果と、18年度から導入される小規模多機能型居宅介護の指定に向けて沖縄県社協が提案するガイドラインについての説明を行い、その後、長野県社会部コモンズ福祉課の樋口忠幸氏、日本福祉大学教授の平野隆之氏による講演が行われた。

でも自分らしく生きられるような生活を支える福祉へと変わりつつあり、それを先駆的に実践している宅幼老所を、長野県の施策として強力に支援していることを報告した。

また、平野教授は、わが国の宅老所が、利用者のニーズに応える中から自然に多機能化し、地域に密着した実践や小規模経営という特性が、利用者の生活の質を高めるサービスの実現に結びついたことを説明した上で、小規模多機能ケアは、単に形を整えてから臨むものではなく、利用者の生活と気持ちに寄り添ったケアに本質を見出さなくてはいけないことを強調した。

沖縄県社協が提案したガイドラインは、市町村(保険者が設置する地域密着型サービス運営委員会において事業者の選定を行う際の基準作成に活用してもらうことを目的とするもの。8つの領域に分かれた21項目ごとに1点から4点の評価を与え、領域別に集計してダイヤグラムに表示する仕組みとなっている。概要は次頁に掲載したとおりだが、詳細は、県社協ホームページからダウンロードできる。

利用者に寄り添うケア実践を

「小規模・多機能ケアのあり方を考えるセミナー」

南城市社協に聞く

合併後の社協活動と地域福祉

今年1月、本島南部に2つの市町(南城市、八重瀬町)が誕生した。今回は、旧佐敷町、大里村、知北村、玉城村の合併により誕生した南城市社協にこれからの社協活動と地域福祉についてインタビューした。



南城市社協 会長
熱理客 徳助 氏

市民総参加の福祉コミュニティづくりを

した社会資源をうまく活用することで、社協らしいネットワークづくりができると考えています。

高城市の特色について教えて下さい。

この地域の特徴は、自治会を中心に住民同士の組織がしっかりとしているということが挙げられます。これまでも旧町村においてミニデイサービスをはじめ、各字での福祉活動が活発に行われてきたという経緯があります。

和歌のミニムラをめぐって

これまで別々の町村にあった児童高齢者、障害者等の各福祉施設、ボランティアグループなどの社会資源が同じ市内にそろうことになりました。これにより、子育て支援やボランティア育成などを推進していく可能性が大きく広がったと考えています。こう

旧社協で展開された地域特色を活かした福祉活動を今後も継続・発展させていくために旧来の町村社協を支援所として位置づけ、支援活動を継続していきます。法人運営の効率化を図りながら、心配ごと相談やミニデイなどの事業は各支所でも行っていきます。今後も住民への広報活動を通じて社協事業への理解を訴えていきたいと思います。

今後の社協活動の展開についてお聞かせ下さい。

これからは、行政改革で福祉分野でも補助事業や受託事業の見直しが進められてくると予想されます。その中でも住民のニーズや時代に即した事業を役職員一丸となって開拓し、「市民総参加の福祉コミュニティづくり」を目指していきたいと思えます。